

【これまでの取組】

事業者・消費者に対する広報

- 関係省庁のウェブサイトの特集ページを設けて、転嫁対策等に関する各種の資料・情報を提供
- 事業者等向けの説明会を各地で実施し、パンフレットを幅広く配布・周知
- 政府広報において、転嫁対策に関する新聞広告等を実施（平成26年）。社会保障と税の一体改革の意義等に関する一般向け広報も展開

転嫁拒否等に関する相談等対応

- 政府共通の相談窓口（消費税価格転嫁等総合相談センター）を開設し、電話・メールを使った相談対応を実施（平成30年9月末 20,402件）
- 各省庁、各都道府県、商工会議所等の中小企業団体に相談窓口を設置
- 全国各地で事業者向けの移動相談会を実施（公取委）
- 転嫁カルテル・表示カルテルの届出窓口を設置（公取委）

転嫁拒否等に関する監視・取締り

- 公取委・経産省（中企庁）に、転嫁拒否等の調査・指導の実務を担当する転嫁対策調査官（500名余り）を配置
- 違反行為を効果的に摘発するため、公取委・中企庁合同で中小企業・小規模事業者等に対して、大規模な書面調査を実施（平成29年度実績で、中小企業等に276万、個人事業348万者）
- 違反の疑いのある事業者に対して立入検査を行うなど積極的に調査を実施。違反行為が認められた事業者に対しては迅速に指導。重大な違反行為については公取委において勧告・公表

調査着手	指導	措置要求	勧告
10,754件	4,289件	12件	46件

※調査着手及び指導の各件数は公正取引委員会及び中小企業庁の合算
※平成30年9月までの累計（平成25年10月～平成30年9月）

① 転嫁対策等の取組について

【今後の取組】

これまでの取組を引き続き行うとともに、関係省庁が連携して、消費税の円滑かつ適正な転嫁等に向けて取り組む。

- 消費税引上げ前後に柔軟に価格付けが行われ、駆け込み需要と反動減が抑制されるようにするためのガイドラインの整備等
- 所管省庁より、事業者団体に対して、販売活動において反動減対策の内容等を消費者に周知するよう要請
- 転嫁拒否等の行為に関して、転嫁Gメン増員の検討等を行うとともに、引き続き迅速かつ効果的に監視・取締りを実施
- 事業者・一般国民への積極的な周知・広報
転嫁対策及び需要変動の平準化策について、テレビ、一般紙等を活用し、事業者・一般国民向けの広報を速やかに実施

【これまでの取組】

軽減税率制度等の事業者・消費者に対する広報・周知

【通達・Q&A】

- 法令解釈通達の発遣及び質疑応答事例集(Q&A)を公表し、随時内容を更新(国税庁)

【ホームページ掲載】

- 「政府広報オンライン」に軽減税率制度の特集ページを開設
- 国税庁等のホームページに特設コーナーを開設

【事業者向け冊子】

- 納税者・事業者へ個別にチラシ・パンフレットを送付(約850万部)、郵便局等にも備置き(約1.6万局)

【ポスター】

- 事業者向けポスターを掲出(約6万枚 地方支分部局、地方公共団体、金融機関、公共交通機関、事業者団体等)

【その他の広告】

- 政府インターネットテレビによるメディア広報を実施
- 事業者向け専門紙に政府広報として記事下広告を掲載(発行部数約190万部)

【周知活動等】

- 全国の税務署等、業種横断的団体(商工会・税務関係団体等)及び事業者団体(業界団体)において、説明会を開催。所管省庁から事業者団体に対し説明会開催を働き掛け、国税庁等から講師を派遣

(注)平成30年8月末現在で、約2.9万回開催し、約83万事業者が参加

- 都道府県単位で、商工会等の事業者団体、各業界団体、税務関係団体、地方公共団体等が参画した軽減税率制度実施対策協議会を組織

事業者支援策の周知・実施

【補助事業(経産省(中企庁))】

- 複数税率対応レジの導入等支援・受発注システムの改修等支援(補助金の基金534億円)

【周知・サポート体制の整備(経産省(中企庁))】

- 中小企業・小規模事業者向けの広報パンフレットを配布(約118万部)
- 全国の商工会・商工会議所等に相談窓口を設置
- 商工会・商工会議所等の実施する講習会、巡回指導・専門家派遣等に対して支援

②軽減税率制度実施に関する対策の取組について

軽減税率制度及び事業者支援策に関する相談対応

【国税庁】

- 全国の税務署の専用相談窓口(改正消費税相談コーナー)で個別相談に対応
- 軽減税率電話相談センターにおいて、軽減税率制度(対象品目、帳簿・請求書の書き方など)に関する問合せに対応
 - ・相談件数の増加傾向に対応するため、平成30年7月より体制を拡充
- 電話相談センター(税務署)に軽減税率専用ガイダンスを開設

【経産省(中企庁)】

- 軽減税率対策補助金事務局コールセンターを設置
 - ・レジ導入・システム改修等の支援に関する問合せに対応
- 商工会・商工会議所等の中小企業団体等と連携したサポート体制の整備
 - ・全国の商工会・商工会議所等に相談窓口を設置
 - ・商工会・商工会議所等の実施する講習会、巡回指導・専門家派遣

【内閣府】

- 消費税価格転嫁等総合相談センターにおいて、軽減税率制度等に関する一般的な相談に対応

(注)平成30年8月末現在の相談件数(合計)は約11.7万件

【今後の取組】

これまでの取組を引き続き行うとともに、関係省庁が連携して、軽減税率制度の円滑な導入に向けて取り組む。

【テレビ・一般紙等を活用した一般向け広報】

- 一般向けに、テレビや一般紙、ホームページ・SNS等を活用した広報を、年明け以降、速やかに実施するなど、広く国民一般に周知を強化

【事業者への制度理解の徹底】

- 国税庁Q&Aの周知を徹底するとともに、必要に応じ、Q&Aを追加し実務対応の明確化を図る

【協議会の開催等による事業者団体等への働きかけ】

- 関係省庁等において、地方公共団体、地域金融機関等の協力も得ながら、どの団体にも属しない小規模事業者や個人事業主に対して働きかけを徹底。必要に応じて、都道府県消費税軽減税率制度実施対策協議会等を活用
- 事業者団体(業界団体)を通じ、軽減税率制度への準備の加速化等を働きかけるとともに、所管省庁において対応状況の進捗をフォローアップ

【事業者準備の支援】

- 商工会・商工会議所等を通じた業種横断的な働きかけに加え、事業者団体(業界団体)を通じた働きかけを重点的に実施。併せて国の支援策(レジ補助等)の活用を促す。
- 事業者の準備状況等を検証しつつ、必要に応じて、軽減税率制度の円滑な実施及び運用に資するための必要な措置を検討